

連盟規約訂正のお知らせとお詫び

総会で配布いたしました本連盟規約の下記の部分に、誤りがございました。誠に申し訳ございませんでした。

つきましては、訂正させていただいたものを加盟校に郵送いたしました。お手数ですがご確認くださいませようお願いいたします。

記

1. 第3条の4 退会しようとするときは、その旨を書面をもって届け出なければならない。なお、**7月31日**までに連盟費が納入されていない場合は、退会したものとみなす。
2. 第39条の3 連盟費は毎年7月31日までに納入する。ただし、吹奏楽コンクールに出演する場合は、申込締切日までとする。
3. 附則 追加 平成28年4月9日一部改正